

豊中市立子育て支援センターの施設の使用料の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立子育て支援センター条例（平成13年豊中市条例第32号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定による使用料の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の範囲)

第2条 条例第8条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときとする。

（1） 公用のために使用するとき。

（2） 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(施行細目)

第3条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。